

大学等における修学の支援に関する法律施行令案及び  
大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係  
政令の整備及び経過措置に関する政令案  
内閣法制局長官・次長御指摘事項御説明資料

平成31年5月文部科学省高等教育局  
高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

<目次>

「地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学」等の規定において、「及び」から「又は」へ修正することについて (支援法施行令案第2条第1項第1号の表等関係)	1
「授業料等減免について」という規定ぶりについて(支援法施行令案第6条関係)	10
「第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表」という規定ぶり(「第二項」の前に「同条」と規定することの要否)について (改正後機構令案第1条第1項関係)	11
【御指摘外の修正事項】改正後機構令案第8条の2第1項柱書の修正について	13

「地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学」等の規定において、「及び」から「又は」へ修正することについて（支援法施行令案第2条第1項第1号の表等関係）

1. 「及び」から「又は」へ修正することについて

授業料減免の額の上限額を定める、大学等における修学の支援に関する法律施行令案（以下「支援法施行令案」という。）第2条第1項第1号の表において、前回案では「地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学」と大学を設置する各設置主体を「及び」でつなげていた。

しかしながら、この「大学」は各授業料減免対象者が在学するそれぞれの大学を指し示すものであるため、下記の用例も踏まえ、「及び」ではなく「又は」でつなぎ、「地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学」と修正することとしたい（関係する条項における規定ぶりとの関係についての検討は下記2. 及び3. 参照。）。

なお、このように修正が必要となる箇所としては、以下の箇所がある。

- ・同表の大学の項、短期大学の項、高等専門学校の項及び専修学校の項
- ・大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（以下「整備政令案」という。）第1条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「改正後機構令案」という。）第8条の2第1項第1号の表大学の項、高等専門学校の項及び専修学校の項並びに同条第2項第1号の表大学の項、高等専門学校の項及び専修学校の項

この他、新たに改正する箇所として、以下の箇所がある。

- ・独立行政日本学生支援機構法施行令（以下「機構令」という。）第1条第1項の表大学の項、高等専門学校の項及び専修学校の項

**【用例】設置者に係る語を「又は」でつなぐ例**

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第102号）  
(支給限度額の加算)

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 一 (略)
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 三 (略)
- 2 (略)

2. 大学等における修学の支援に関する法律の規定との関係について

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「支

援法」という。) 第10条第1号において、前回案の支援法施行令案第2条第1項第1号の表と同様に「及び」で規定している箇所がある。

支援法第10条各号は、授業料等減免に要する費用が生じる学校とその費用負担者について規定しており、第1号では、専門学校について、国は、国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校すべてについて費用負担を行うことを規定するものであるため、「国、国立大学及び独立行政法人が設置する専門学校」としているものである。

### 3. 機構令附則第11条第1項の規定ぶりとの関係について

機構令附則第11条第1項においては、同令附則第13条による廃止前の日本育英会法施行令(昭和59年政令第253号。以下「旧育英会法施行令」という。)において大学等を設置する各設置主体を「及び」を用いて並列して規定する条文(旧育英会法施行令第2条第1項)の読み替を「及び」を用いて規定している。

しかし、

- ① 読替前の旧育英会法施行令第2条第1項においては、読み替対象ではない部分も含めて「及び」が用いられているが、旧育英会法施行令と機構法施行令は別個の政令であり(機構法施行令は旧育英会法施行令の全部改正ではなく、新規の政令として制定された。)、旧育英会法施行令の中での表記の平仄をとる必要があること。
- ② 読替の対象である旧育英会法施行令第2条第1項は第一種学資金の貸与月額を規定するものであるが、独立行政法人日本学生支援機構法(平成16年法律第94号。以下「機構法」という。)附則第15条による廃止前の日本育英会法(昭和59年法律第64号)に基づく第一種学資金の貸付は、独立行政法人日本学生支援機構の成立の日の属する年度の翌年度より前に高等学校等に入学した者を対象としているものである(機構法附則第14条第1項)から、今後新たに旧育英会法施行令第2条第1項を読み替えて適用する可能性は事実上存在しないこと

といった理由から、機構法施行令附則第11条第1項については、各設置主体を「及び」でつなぐ改正をしない(現状のままとする)こととしたい。

【参考】機構令附則第11条第1項による旧育英会法施行令第2条第1項の表の  
読み替表

読み替後				読み替前			
(第一種学資金の月額)				(第一種学資金の月額)			
第二条 法第二十二条第一項の第一種学資金（以下「第一種学資金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。				第二条 法第二十二条第一項の第一種学資金（以下「第一種学資金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。			
区分	月額	区分	月額	区分	月額	区分	月額
高等学校	地方公共団体及び国立大学法人	(略)	(略)	高等学校	国立及び公立の高等学校	(略)	(略)
	法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する高等学校	(略)	(略)		私立の高等学校	(略)	(略)
	私立の高等学校	(略)	(略)			(略)	(略)
大学	国立及び公立の大学	(略)	(略)	大学	国立及び公立の大学	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
私立の大学	学部	(略)	(略)	私立の大学	学部	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
	短期大学	(略)	(略)	短期大学	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高等専門学校	国立及び公立の高等専門学校	第一学年から第三学年まで	(略)	高等専門学校	国立及び公立の高等専門学校	第一学年から第三学年まで	(略)
			(略)				(略)
		第四学年及び第五学年	(略)	第四学年及び第五学年	(略)	(略)	(略)
私立の高等専門学校	第一学年から第三学年まで	(略)	(略)	私立の高等専門学校	第一学年から第三学年まで	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)

		第四学年及び第五学年	(略)	(略)			第四学年及び第五学年	(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
専修学校	国、地方公共団体及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する専修学校	高等課程	(略)	(略)	専修学校	国立及び公立の専修学校	高等課程	(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
		専門課程	(略)	(略)			専門課程	(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
私立の専修学校	高等課程	(略)	(略)	私立の専修学校	高等課程	(略)	(略)		
			(略)	(略)				(略)	(略)
		専門課程	(略)	(略)			専門課程	(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
備考									
一 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む（以下同じ。）。					一 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む（以下同じ。）。				
二 「大学」には、別科を含まない（第七条を除き、以下同じ。）。					二 「大学」には、別科を含まない（第七条を除き、以下同じ。）。				
三 「学部」には、専攻科を含む。					三 「学部」には、専攻科を含む。				
四 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。					四 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。				
五 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（次条第一項第三号において同じ。）。					五 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（次条第一項第三号において同じ。）。				
六 「高等課程」及び「専門課程」は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導					六 「高等課程」及び「専門課程」は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導				

<p>、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限二年以上の高等課程及び専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。</p> <p>七 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。</p> <p>八 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限二年以上の高等課程及び専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。</p> <p>七 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。</p> <p>八 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

## 《参照条文》

### ○大学等における修学の支援に関する法律

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

- 一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国
- 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
- 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
- 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
- 五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

### ○独立行政日本学生支援機構法施行令

(第一種学資貸与金の額)

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

区分	月額
----	----

大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する大学	(略)	(略)
			(略)
		(略)	(略)
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校 機構及び公立大学法人が設置する高等専門学校	(略)	(略)
			(略)
		(略)	(略)
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項の表において同	(略)	(略)

じ。)、国立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。同表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
備考 (略)		

2・3 (略)

#### 附 則

(業務の特例に関する経過措置)

第十一條 法附則第十四条第一項の規定により機構が行う業務については、旧育英会法施行令(附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令(昭和五十九年政令第二百五十三号)をいう。以下同じ。)第二条第一項(高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。)、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条の規定は、附則第十三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二条第一項の表中「国立及び公立の高等学校」とあるのは「地方公共団体及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する高等学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは「国、地方公共団体及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する専修学校」と、旧育英会法施行令第六条第三項及び第八条第三項中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

2・3 (略)

(日本育英会法施行令の廃止)

第十三条 日本育英会法施行令は、廃止する。

#### ○日本育英会法施行令

(第一種学資金の月額)

第二条 法第二十二条第一項の第一種学資金（以下「第一種学資金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分		月額	
高等学校	国立及び公立の高等学校	(略)	(略)
		(略)	(略)
	私立の高等学校	(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)			(略)
専修学校	国立及び公立の専修学校	高等課程	(略)
		専門課程	(略)
	私立の専修学校	高等課程	(略)
		専門課程	(略)
備考 (略)			

2 (略)

○独立行政法人日本学生支援機構法

附 則

(業務の特例等)

第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程の生徒（機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。）に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。

2・3 (略)

(日本育英会法の廃止)

第十五条 日本育英会法は、廃止する。

○日本育英会法

(業務)

第二十一条 育英会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学資の貸与

二～四 (略)

2 (略)

(学資の貸与)

第二十二条 前条第一項第一号の規定により学資として貸与する資金（以下

「学資金」という。) は、無利息の学資金 (以下「第一種学資金」という。) 及び利息付きの学資金 (以下「第二種学資金」という。) とする。

2～6 (略)

「授業料等減免について」という規定ぶりについて（支援法施行令案第6条関係）

支援法施行令案第6条について、御指摘を踏まえ「授業料等減免について」と規定することとしている。

「授業料等減免」の語は支援法第3条で定義をせずに使用し、同法第6条においてその内容を規定していること、また、これを踏まえ、支援法施行令案の中では第2条の見出し及び同条第2項において特に根拠規定を引用せずに規定していることから、第6条においても同様とする。

なお、同様の考え方に基づいて、支援法第8条第1項で規定されている授業料等減免対象者の語を、支援法施行令案第2条第1項柱書で規定する際に特に根拠規定を引用せずに規定している。

《参照条文》

○大学等における修学の支援に関する法律

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（確認大学等の設置者による授業料等の減免）

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

「第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表」という規定ぶり（「第二項」の前に「同条」と規定することの要否）について（改正後機構令案第1条第1項関係）

「第〇条／項／号の表及び／又は第×項／号」と「第〇条／項／号の表及び／又は同条第×項／号」の文型それぞれについて、e-LAWS法令検索システムで検索したところ、以下の結果となり、「同条」を含まない前者の文型が多数を占めた。

このことを踏まえ、改正後機構令案第1条第1項の規定ぶりは現状のままとしたい。

【参考】検索結果（検索範囲：法律（閣法）又は政令・勅令）

①検索指定用語 「の表及び第」 → 7件

※「この表及び第…」及び「第A条…の表及び第B条…」を除く。

②検索指定用語 「の表又は第」 → 1件

※「この表又は第…」及び「第A条…の表又は第B条…」を除く。

③検索指定用語 「の表及び同条第」 → 2件

④検索指定用語 「の表又は同条第」 → 該当なし

①の例：外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和37年政令第227号）

（事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例）

第八条（略）

2（略）

3 租税条約等実施特例政令第二条の四第五項及び第六項の規定は、法第八条第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の四第五項の表及び第六項の表中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法」と、「第三条の二の二第十項」とあるのは「第八条第二項」と、「条約適用利子等の額」とあるのは「特例適用利子等の額」と、同条第五項の表中「第三条の二第十六項」とあるのは「第七条第十項」と、「特定利子」とあるのは「特定対象利子」と、「同条第十八項」とあるのは「同条第十二項」と、「特定収益分配」とあるのは「特定対象収益分配」と、「同条第二十二項」とあるのは「同条第十六項」と、「特定懸賞金

等」とあるのは「特定対象懸賞金等」と、「同条第二十四項」とあるのは「同条第十八項」と、「特定給付補てん金等」とあるのは「特定対象給付補填金等」と読み替えるものとする。

4 (略)

②の例：厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）  
(厚生年金相当給付費用の算定方法)

第二十一条 (略)

2～6 (略)

7 第三項第七号の減額退職年金特定年齢は、減額退職年金の受給権者ごとに、減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢から減額退職年金特定年齢に達するまでの期間に相当する年数が、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となるように定められるものとする。

一 当該退職共済年金について、昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第一項の規定の例により計算した額に、六十歳と旧国共済法附則第十二条の五第一項の表又は第二項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢との差に相当する年数を乗じて得た額

二 (略)

## 【御指摘外の修正事項】改正後機構令案第8条の2第1項柱書の修正について

前回提出時、改正後機構令案第8条の2第1項柱書において、「次の各号に掲げる学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の区分に応じ、」と規定していた。一方、同条第2項柱書では「支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、」と、支援法施行令案第2条第1項柱書では「授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、」と規定していた。

そこで、下記用例（前回提出時の支援法施行令案の用例集12頁に掲載）も踏まえ、後者の構文に統一することとし、改正後の機構令第8条の2第1項柱書を修正することとした。

### 【用例】「○○の次の各号に掲げる区分に応じ」

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）  
(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)  
第十三条の二 (略)  
2～5 (略)  
6 前項ただし書の控除限度額は、個人が再建特例適用年において有する租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。
  - 一 再建住宅借入金等の金額 第四項に規定する控除限度額
  - 二 認定住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第二号に定める金額
  - 三 前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第三号に定める金額

7・8 (略)